

隠岐沿岸海岸保全基本計画 (改定)

平成29年3月

島 根 県

目 次（改定計画）

第1編	海岸の保全に関する基本的な事項	1
第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	海岸の現況及び保全の方向に関する事項	3
2-1	海岸の概要	3
2-2	海岸事業の経緯	5
第3章	沿岸の長期的なあり方	8
3-1	防護面からの基本方針	8
3-2	環境面からの基本方針	16
3-3	利用面からの基本方針	22
3-4	ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	25
第2編	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	31
第1章	海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	31
1-1	海岸保全施設を整備しようとする区域	32
1-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置	32
1-3	海岸保全施設を新設・改良する海岸の一覧	35
第2章	海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	36
2-1	海岸保全施設の存する区域	37
2-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置	38
2-3	海岸保全施設の維持又は修繕の方法	39
第3章	海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況	40
3-1	一覧表	40
3-2	添付図	42
第3編	その他重要事項、留意事項	45
第1章	その他重要事項	45
1-1	広域的・総合的な視点からの取組の推進	45
1-2	地域との連携の促進と海岸愛護の啓発	46
第2章	今後の取り組みにおける留意事項	47
2-1	関連計画との整合性の確保	47
2-2	関係行政機関との連携調整	47
2-3	地域住民の参画と情報公開	47
2-4	計画の見直し	47

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 計画の策定にあたって

海岸保全基本計画は、対象海岸のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全に関する基本的な計画である。（本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする。）

平成12年4月に施行された改正海岸法により、防護、環境及び利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められてきた。さらに、平成26年6月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示された。

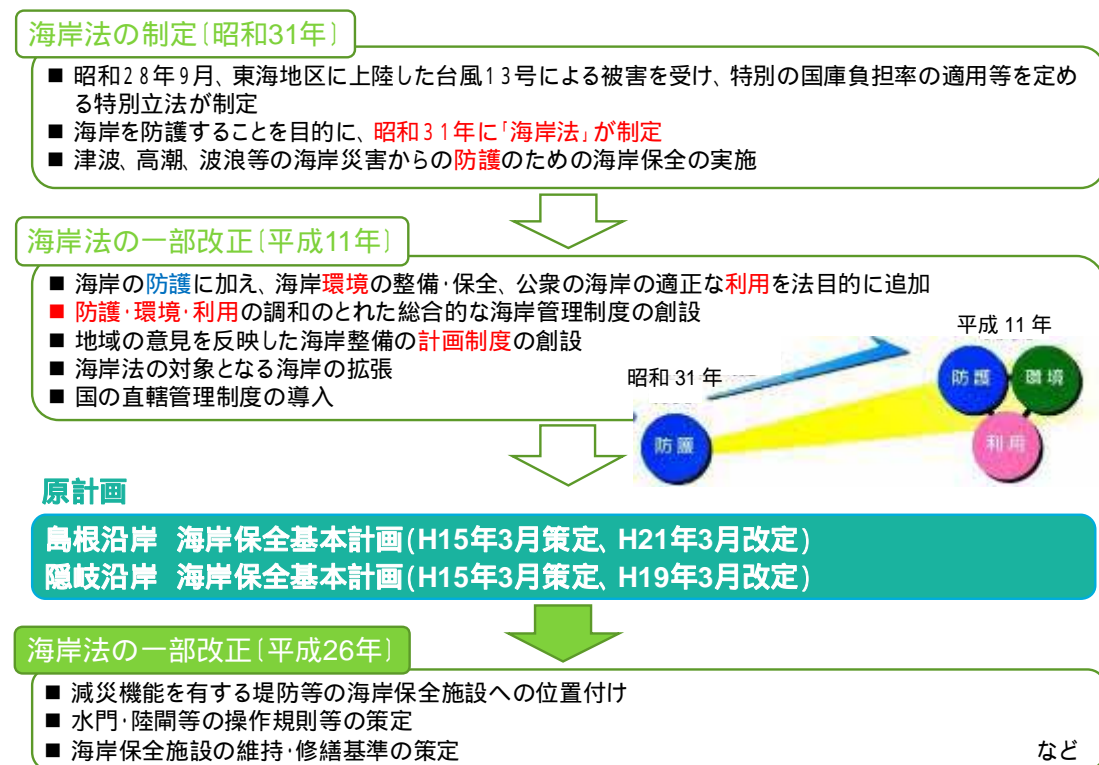


図- 1.1 海岸法の制定・改正の経緯

島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。

本計画は、隠岐沿岸についての海岸保全基本計画を策定するものである。



島根県の概要

島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約 200 km と細長く、海上 40 km ~ 80 km 沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。

総面積は約 6,708 km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は 18 位であるが、約 79% が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。

平成 27 年の国勢調査によると、県内の総人口は約 69 万人であり、昭和 60 年国勢調査を境に減少している。前回調査の平成 22 年時点（約 72 万人）から約 3 万人減少している。なお、島根沿岸の市町村の総人口は約 54 万人である。年齢階級別には、65 歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（30.7%）は全国第 2 位である。

平成 22 年の国勢調査によると、産業別就業者の割合は、第 3 次産業が最も大きく（67.4%）、次いで第 2 次産業（24.0%）、第 1 次産業（8.6%）となっている。第 1 次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（4.2%）に比べ、第 1 次産業の割合が大きく、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が小さくなっている。

（委員会時の補足説明）公表時には削除
【産業関連の国勢調査結果は平成 29 年春以降に公表予定】

第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

隠岐沿岸は、海岸線延長約 465 km で大きく島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）と島後の2つの地域からなる。付随する小島、岩礁を含めるとその数はおよそ180といわれ、総面積約350km²は、日本海では、対馬、佐渡に次ぐ規模の離島である。

その海岸線は複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。特に冬季に季節風が吹きつける北西部の海岸の侵食は激しいため、巨大な海食崖や海食洞が多く見られる。

ほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、4つの海中公園地区がある。島前の国賀海岸、知夫赤壁、島後の白島海岸、布施海岸（浄土ヶ浦）など優れた景観を有する。

隠岐沿岸には港湾、漁港が数多く存在し、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多い。

国賀海岸（西ノ島町）

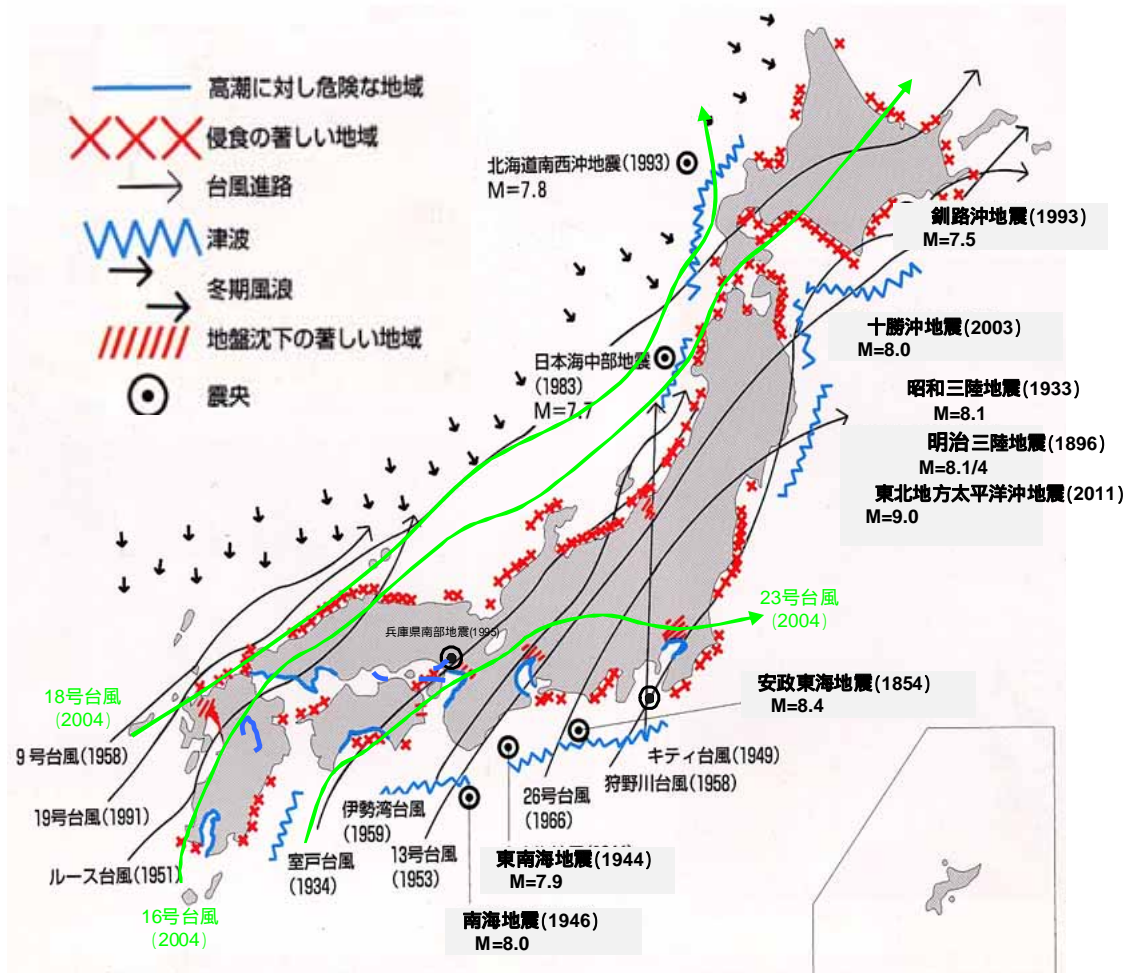


白島海岸（隠岐の島町）



写真- 1.1 隠岐沿岸の特徴的な風景

全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。



出典) 国土交通省他：海岸行政の最近の動向、H27

図- 1.2 日本の海岸に対する高潮・津波・海岸侵食の作用イメージ

2-2 海岸事業の経緯

本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。

島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「隠岐沿岸 海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。

隠岐沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成 7 年 8 月）

海岸事業の基本指針

隠岐沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

（1）国土保全

隠岐沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。

また、台風等の異常気象による高潮対策も実施する。

（2）環境保全

海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地国賀海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。

（3）海浜利用

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。

隠岐沿岸では、冬季風浪や台風による越波・飛沫対策として、高潮対策事業を重点的に進めてきた。一部、侵食の進む砂浜海岸については侵食対策事業を実施し、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。

近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。

表- 1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例

事業の種類	内容	前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例
高潮対策事業	高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	別府港海岸（西ノ島町）
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	美田港海岸（西ノ島町）
海岸環境整備事業	国土保全および人命財産の防護とあわせて（上記の2つの事業）砂浜や、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全・創出を図る。	重栖港海岸（隠岐の島町）
老朽化対策事業	定期的な点検によって、発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町）
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	

【高潮対策】別府港海岸（西ノ島町）



【侵食対策】美田港海岸（西ノ島町）



【環境整備】重栖港海岸（隠岐の島町）



【老朽化対策】西村港海岸（隠岐の島町）



【老朽化対策】五箇海岸重栖地区(隠岐の島町)



写真- 1.2 海岸整備事業の事例

第3章 沿岸の長期的なあり方

3-1 防護面からの基本方針

3-1-1 防護面の基本方針

(1) 地域を守る安全な海岸の整備

高潮（越波含む）への対応

隠岐沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、**海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策**など、防災機能の向上を図っていくものとする。

なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常個所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。

久見漁港海岸（隠岐の島町）



別府港海岸（西ノ島町）



写真- 1.3 冬季風浪時の越波事例

海岸侵食への対応

侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。**その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。**

地震・津波への対応

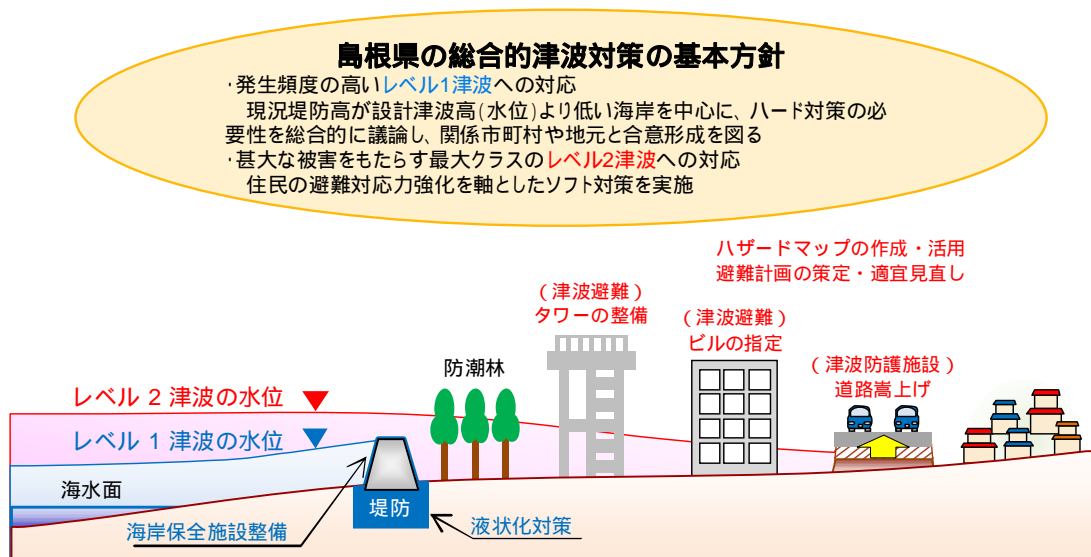
住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。

発生頻度の高い津波（以下、レベル1津波と呼ぶ）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。

その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、（緊急時の避難体制や情報管理等の）ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。

発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル2津波に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が海岸堤防等を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の導入も検討する。

また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。



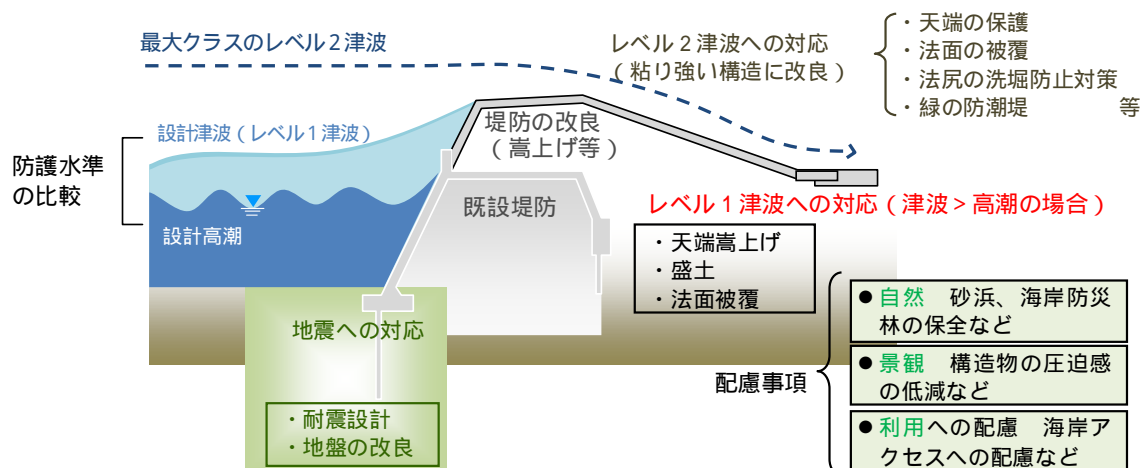


図- 1.4 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ

重栖港海岸 (隠岐の島町)



久見漁港海岸 (隠岐の島町)



写真- 1.4 津波来襲状況 (1983 日本海中部地震津波)

施設の整備にあたっての留意事項

背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築

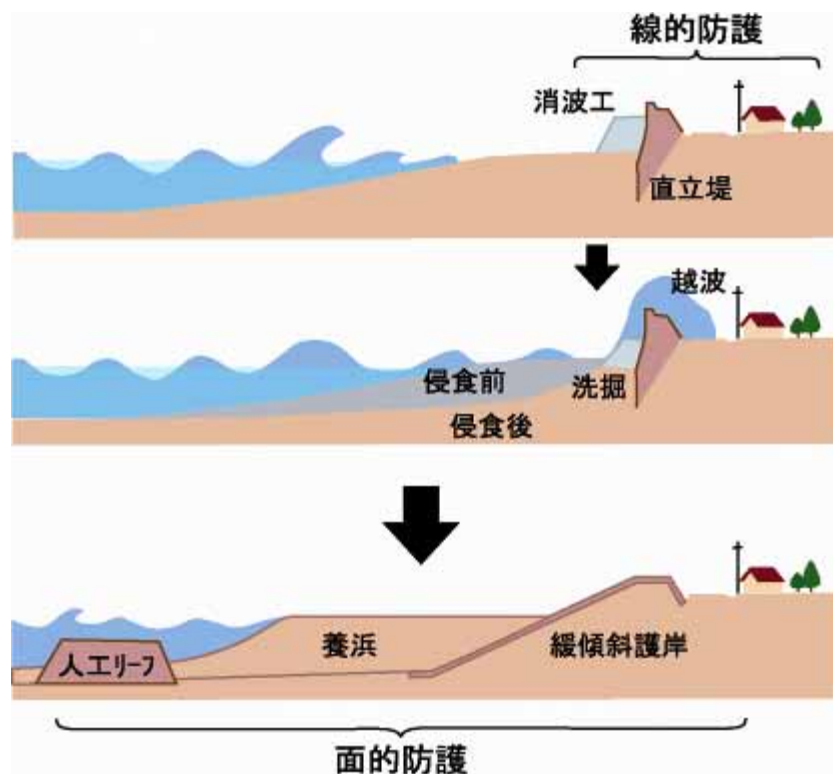
水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。

- 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上
- H27 年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練

面的防護方式による環境・景観・利用への配慮

隠岐沿岸は、豊かな自然環境や景観を有し、沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定されている。また、箇所数は少ないもののポケットビーチ的に存在する砂浜は、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式¹を採用するほか、人工岩、人工リーフ²、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。

また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。



- 1 護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また海岸とのふれあいの場を増進することもできる。(上図参照)
- 2 人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場ともなる。水没しているため景観を損なうことがない。

図- 1.5 面的防護方式

3-1-2 防護面の目標

(1) 防護すべき地域の設定

防護すべき地域は、海岸保全施設を**新設**または改良しない場合に、防護水準として設定した**高潮・津波**等による浸水や、現在進行中の**砂浜**侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

(2) 防護水準の設定

高潮（越波含む）

過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。

本計画では「**設計高潮高**」と呼ぶ

津波

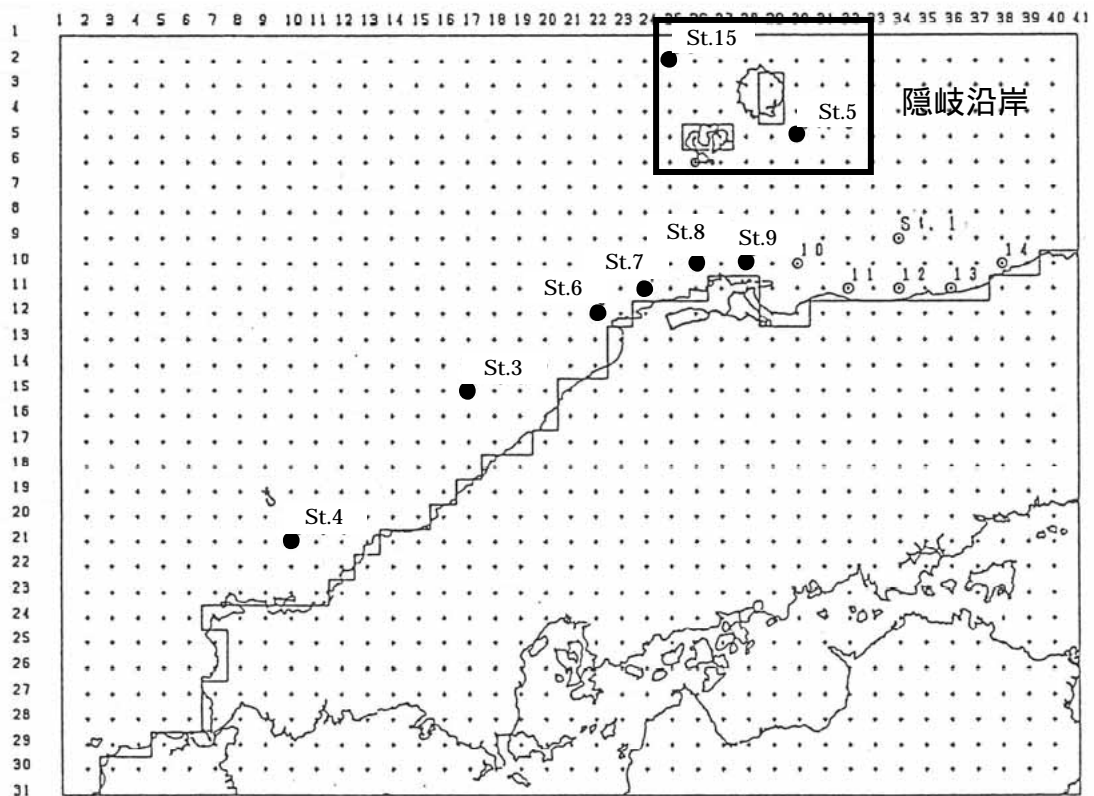
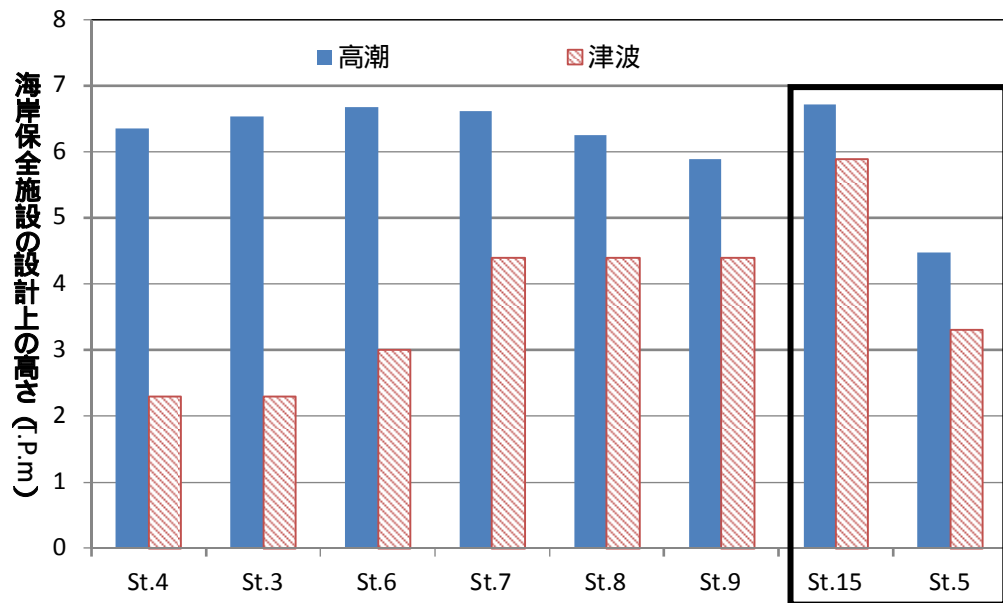
発生頻度の高いレベル 1 津波が沿岸に到達した際の**設計津波水位**を防護水準とする。

本計画では「**設計津波高**」と呼ぶ

侵食

基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。

新たに算定した「**設計津波高**」、現況施設の設計外力である「**設計高潮高**」を比較すると、県全体の傾向として「**津波<高潮**」となったことから、高潮および海岸侵食に対する対策を優先的に推進していく。ただし、現況施設高が設計津波高より低い海岸も一部存在するため、地域の実情を踏まえて高潮・海岸侵食対策を中心とした海岸整備を進めて行く必要がある。



設計高潮高：海岸の設計波高・周期¹に対し、技術基準²に従って算出した波の打ち上げ高
設計津波高：比較地点が含まれる海岸線の設計津波水位の最大値

- 1) (財) 漁港漁村建設技術研究所：日本海（山陰沿岸）沖波調査報告書、平成4年3月
- 2) 海岸保全施設技術研究会：海岸保全施設の技術上の基準・同解説、平成16年6月

図- 1.6 設計高潮高と設計津波高の比較

下表に示すとおり、隠岐沿岸は設計津波高よりも既設施設高が1m（次頁参照）以上低い海岸が約17%存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

表- 1.2（参考） 設計津波高に対し、既設施設高が1m以上低い海岸の割合

	全 海岸数	該当 海岸数	全海岸に占める該当 海岸の割合
島根沿岸	146	3	2.1%
隠岐沿岸（島後）	38	6	15.8%
隠岐沿岸（島前）	39	7	17.9%

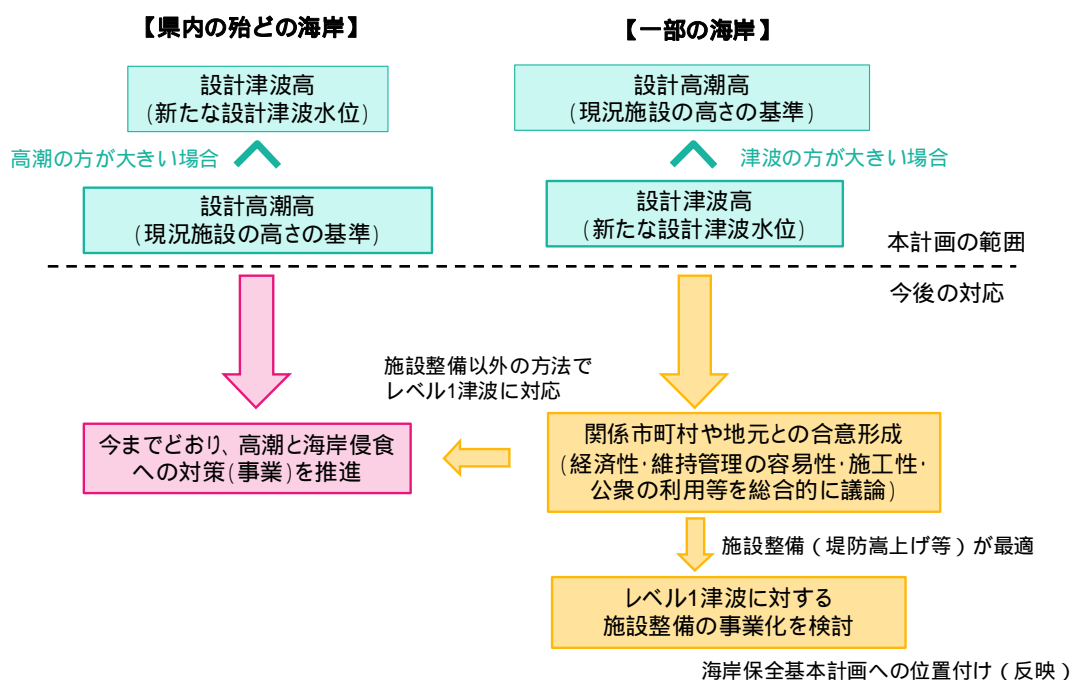
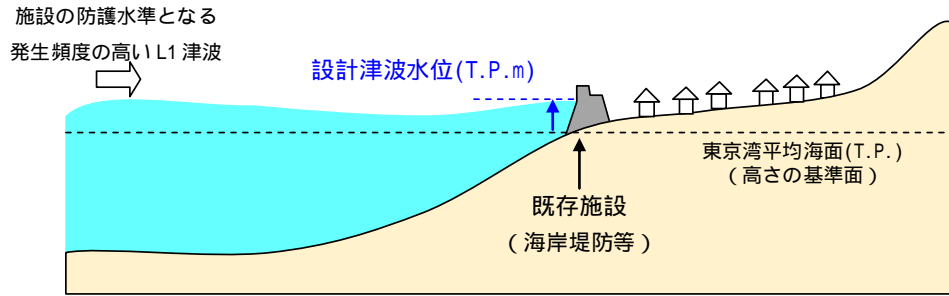


図- 1.7 新たに設定された設計津波高を踏まえた海岸保全施設整備の考え方

【参考：既存施設の高さが設計津波高（水位）より1 m以上低い海岸とは？】
 2011年の東北地方太平洋沖地震津波では非常に多くの建物等の被害が発生した。
 内閣府が整理した資料によると、津波が海岸堤防を越流するなどして陸域に進入した場合、地盤からの浸水深が1 mを超えると全壊する建物が急激に増えることが分かっている。すなわち、既存施設の高さが設計津波高よりも1 m以上低い場所においては、背後地の浸水による建物被害リスクが高いと考えられる。

【既存施設が津波より高い場合】



【既存施設が津波より低い場合】

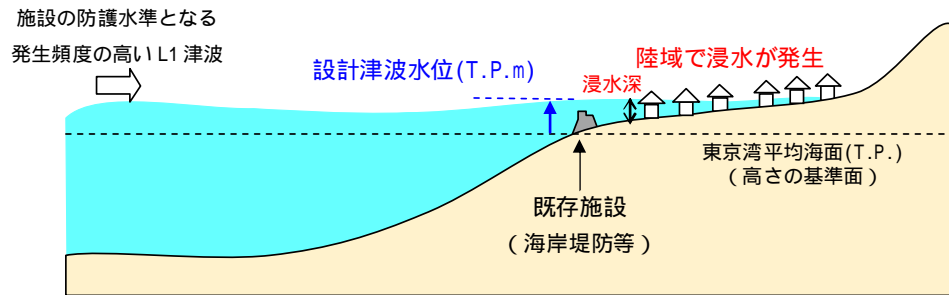
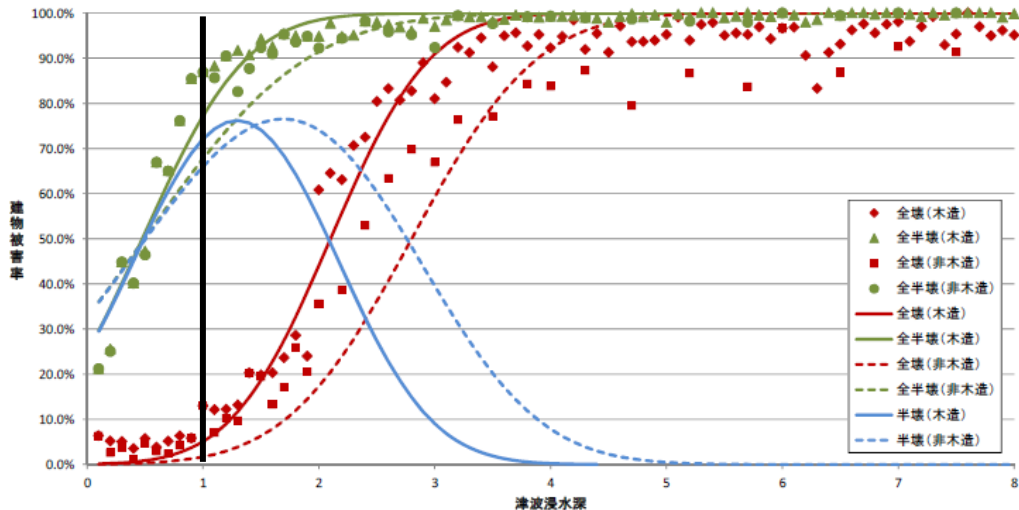


図 津波越流と浸水深のイメージ



出典) 内閣府：南海トラフ巨大地震の被害想定（第1次報告）平成24年8月に加筆

図- 1.8 津波の浸水深と建物被害率の関係（人口集中地区以外）

3-2 環境面からの基本方針

(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全

海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。

当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。例えば、海藻類の中では唯一、国の天然記念物に指定され、島根県では隠岐沿岸でのみ生育が確認されているクロキツタ生息地（絶滅危惧 類）や、当地域を原産地とする新種等の海藻（平成 25 年、応用藻類学研究所、和名アマノソソ）が確認されているなど、学術的にも貴重な場となっている。環境省によると、島根半島沿岸東部や隠岐沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている。

また、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種 類とされているハヤブサがほぼ全域に生息し、我が国におけるハヤブサの重要な繁殖地でもあるとともに、今津海岸イワタイゲキ自生地、今津トウテイラン群生地、蛸木エゾヨロイグサ群落、油井モクゲンジ林など多くの特定植物群落が分布している。

こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。

絶滅危惧 類：

クロキツタ生息地



出典) 改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編

写真- 1.5 天然記念物

絶滅危惧種 類：ハヤブサ



写真- 1.6 絶滅危惧種

(2) 優れた海岸景観との調和

海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。

当沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、島後には、白島海岸、名勝・海苔田ノ鼻、布施海岸（浄土ヶ浦）、島前には、名勝・天然記念物の国賀海岸、知夫赤壁といった景勝地が多数存在する。このような隠岐の自然や文化が有する価値が世界から認められ、平成 25 年 9 月には島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）・島後（隠岐の島）全体が「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている。

また、当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成 28 年 7 月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト（環境省）の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。さらに、平成 28 年 12 月には世界ジオパーク認定後の各種活動や施設整備が評価され、「日本ジオパーク」に再認定されている。

対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。

国賀海岸（西ノ島町）



知夫赤壁（知夫村）



写真- 1.7 隠岐を代表する海岸景観

(3) 環境保全への適切な対応

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。島根県では、「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 25 年 3 月に策定し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。

(4) 保全活動の支援

自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を平成21年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。

下図に示すとおり、H21年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数(団体)と実績人数(団体)に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。

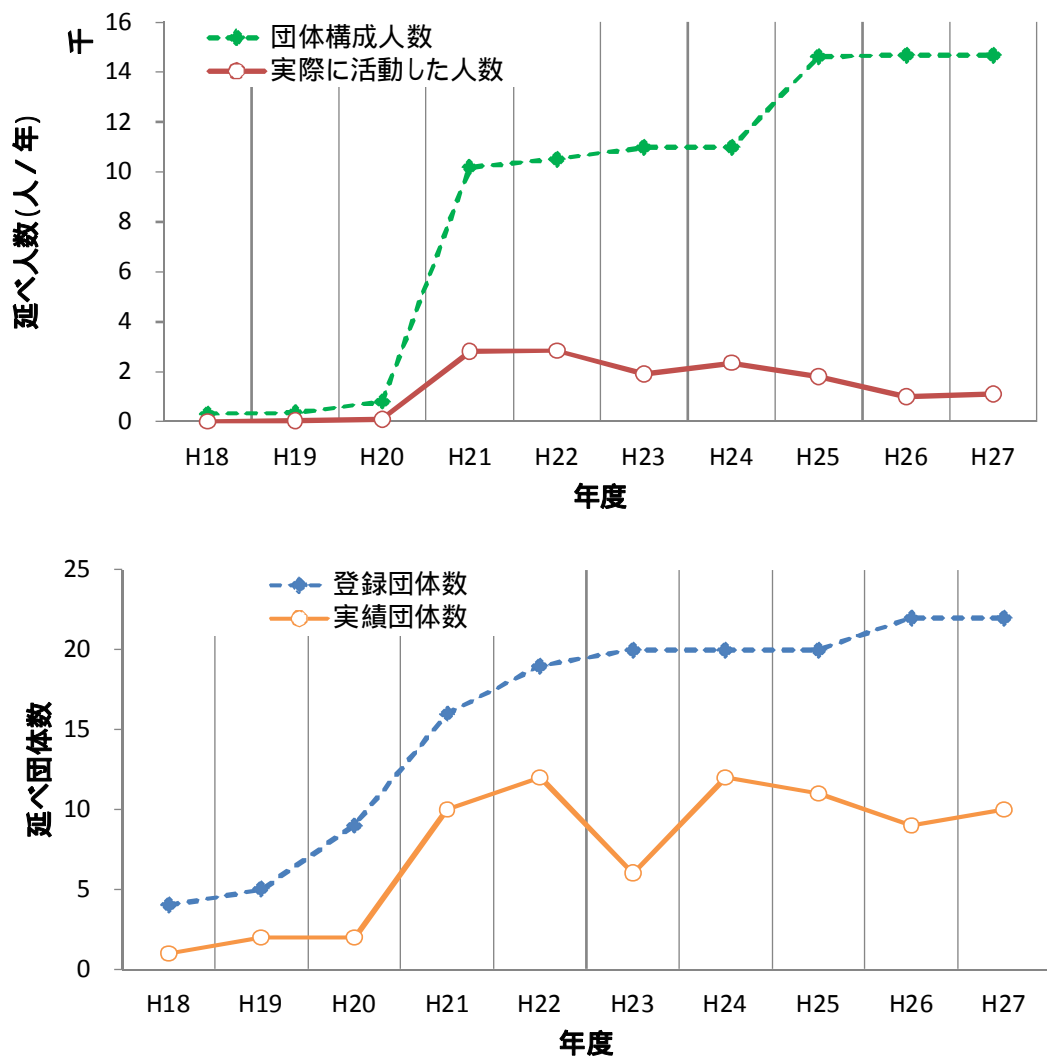


図- 1.9 海岸保全活動に携わる団体および人の推移(県全体)

ハートフルしまね

あなたも参加しませんか？

「ハートフルしまね」とは、
 隠岐県公共土木施設愛護活動支援制度
 県税課が管理する道路・河川・海岸・都市
 公園・砂防の各施設におけるボランティア
 (美化・清掃・草刈) 活動を支援する制度です。

安心だね！
 万一に備えて…〔保険制度〕
 ボランティア活動とともなって住民の方本人がケガをされた場合や、第三者に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。これにより、安心してボランティア活動に取り組むことができます。

助かるね。
 サポートします…〔交付金助成制度〕
 道路の草刈活動は年間 100 mあたり 1,500 円×面積×回数 (年2回まで)、
 河川等の草刈活動は1人1回あたり 200 円 (年2回まで) の交付金を助成し
 ます。また美化・草刈活動に必要な材料費として、年間1万円以内の実費を助成
 します。※材料費…ごみ袋、軍手、植物の土や肥料や草刈代など

頑張ろう！
 継続は力なり！…〔知事表彰〕
 毎年7月(河川・海岸愛護月間期間中)または8月(道路愛護月間期間中)に、
 道路・公園部門、河川・砂防部門、海岸・港湾部門において、それぞれ愛護活動
 に貢献された個人または団体の皆さまを表彰します。地域の絆が強まります。

参加申込みや詳しいお問い合わせは、裏面をご覧ください。
！申込み 随時受付中！

図- 1.10 ハートフルしまねの紹介パンフレット

隠岐沿岸は全域が大山隠岐国立公園に指定されており、美しい自然景観や貴重な動植物の生息地が数多く存在する。「しまねの自然お宝 MAP」によると、隠岐沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。

表- 1.3 自然環境の価値が高い地域や場所（隠岐沿岸）

No. (時計 回り)	市 町 村 名	海岸名	よみがな	所管 管理者	国立 公園	国立 公園	自然 公園	都 市 公園	保 全 自然 環境 地域	「みんなで守る郷 土の自然」 選定地域	「みんなでつくる身 近な自然観察路」 選定地域	海食地形 希少な 地形、地質	
1	隠岐の島町	西村港海岸	にしむら	港湾局 町	大山隠岐国立公園（隠岐島）								
2		中村漁港海岸	なかむら	水産庁 県									海苔田/鼻
3		飯美港海岸	いひび	港湾局 町									
4		布施漁港海岸	ふせ	水産庁 町									
5		卯敷港海岸	うずき	港湾局 町									
6		大久海岸	おおく	水国局 県									
7		大久漁港海岸	おおく	水産庁 町									
8		西郷海岸(釜地区)	さいごう かも	農振局 県									
9		釜港海岸	かも	港湾局 町									
10		西郷海岸(犬来地区)	さいごう いぬぐ	農振局 県									
11		犬来漁港海岸	いぬぐ	水産庁 町									
12		汐浜港海岸(塩浜地区)	しおはま しおはま	港湾局 町									
13		汐浜港海岸(立木地区)	しおはま たつき	港湾局 町									
14		西郷港海岸(津井地区)	さいごう さい	港湾局 県									
15		西郷港海岸(東郷飯田地区)	さいごう とうごういいた	港湾局 県									
16		西郷海岸(飯田地区)	さいごう いいた	農振局 県									
17		西郷海岸(東郷地区)	さいごう とうごう	農振局 県									
18		西郷港海岸(小田地区)	さいごう おだ	港湾局 県									
19		西郷港海岸(中町東町地区)	さいごう なかまちひがしまち	港湾局 県									
20		西郷漁港海岸	さいごう	水産庁 県									
21		今津漁港海岸	いまづ	水産庁 県									
22		箕浦漁港海岸	みのうら	水産庁 町									
23		加茂漁港海岸	かも	水産庁 県									
24		都万海岸(ハプロ地区)	つま はぶろ	農振局 県									
25		蛸木漁港海岸	たぐぎ	水産庁 町									
26		津戸漁港海岸	つど	水産庁 県									
27		都万漁港海岸	つま	水産庁 町									
28		都万海岸(屋那地区)	つま やな	農振局 県									
29		小津久港海岸	おづく	港湾局 町									
30		大津久港海岸	おおづく	港湾局 町									
31		那久漁港海岸	なく	水産庁 町									
32		油井漁港海岸	ゆい	水産庁 町								油井のスイセン群生地	
33		長尾田港海岸	ながうた	港湾局 町									
34		重栖港海岸(福浦地区)	おもす ふくうら	港湾局 県									
35		重栖港海岸(重栖地区)	おもす おもす	港湾局 県									
36		五箇海岸(重栖地区)	ごか おもす	農振局 県									
37		代港海岸	しろ	港湾局 町									
38		久見漁港海岸	くみ	水産庁 町									
39		伊後港海岸	いご	港湾局 町									
1	海士町	宇受賀漁港海岸	うずか	水産庁 町									
2		豊田漁港海岸	とよだ	水産庁 県									
3		高石漁港海岸	たけし	水産庁 町									
4		保々見港海岸	ほほみ	港湾局 町									
5		知々井港海岸(A地区)	ちちい えー	港湾局 県									
5		知々井港海岸(B地区)	ちちい びー	港湾局 県									
6		御波港海岸	みなみ	港湾局 県									
7		多井漁港海岸	おおい	水産庁 町									
8		崎漁港海岸	さき	水産庁 県									
10		堤港海岸	つつみ	港湾局 町									
11		須賀港海岸	すか	港湾局 町									
12		御波海岸	みなみ	水国局 県									
13		日之津港海岸	ひのつ	港湾局 町									
14		海士港海岸	あま	港湾局 町									
15		菱浦漁港海岸	ひしうら	水産庁 町									
16		諏訪港海岸(今浦地区)	すわ いまうら	港湾局 町									
16		諏訪港海岸(北分地区)	すわ きたぶ	港湾局 町									
17		海士海岸(平木地区)	あま ひらき	農振局 町									
18		海士海岸(福井地区)	あま ふくい	農振局 町									
19		海士海岸(諏訪地区)	あま すわ	農振局 県									
20		海士海岸(吉津地区)	あま よしづ	農振局 県									
21	海士海岸(北分地区)	あま きたぶ	農振局 県										
1	西ノ島町	宇賀港海岸	うが	港湾局 町									
2		倉ノ谷港海岸	くらのだに	港湾局 町									
3		物井港海岸	ものい	港湾局 町									
4		別府港海岸	べつふ	港湾局 県									
5		波止港海岸	はし	港湾局 町									
6		美田港海岸(美田地区)	みた みた	港湾局 町									
7		浦郷漁港海岸	うらごう	水産庁 県									
8		珍崎漁港海岸	ちんざき	水産庁 町									
9		三度漁港海岸	みたべ	水産庁 町									
10		国賀港海岸	くにが	港湾局 町									
11		美田港海岸(外浜地区)	みた そとはま	港湾局 町									
1	知夫村	古海港海岸	うるみ	港湾局 村									
2		来居港海岸	くりい	港湾局 県									
3		竹名港海岸	たけな	港湾局 村									
4		木佐根港海岸	きさね	港湾局 村									
5		姫ノ浦港海岸	ひめのうら	港湾局 村									
6		知夫漁港海岸(知夫地区)	ちぶ ちぶ	水産庁 県									
7		知夫漁港海岸(仁夫里地区)	ちぶ にぶり	水産庁 県									
8		知夫海岸(仁夫地区)	ちぶ にぶ	農振局 県									

資料) 島根県自然環境課：しまねの自然お宝 MAPより作成

(5) 調査の実施

海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。

(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全

前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。

【国】

- ・ 生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24 年」
- ・ 環境基本法に基づく「環境基本計画、H24 年」

【島根県】

- ・ 島根県環境基本計画、H23 年 3 月
- ・ 島根県海岸漂着物対策推進計画、H25 年 3 月

【市町村】

- ・ 市町村の景観条例に基づく「景観計画」

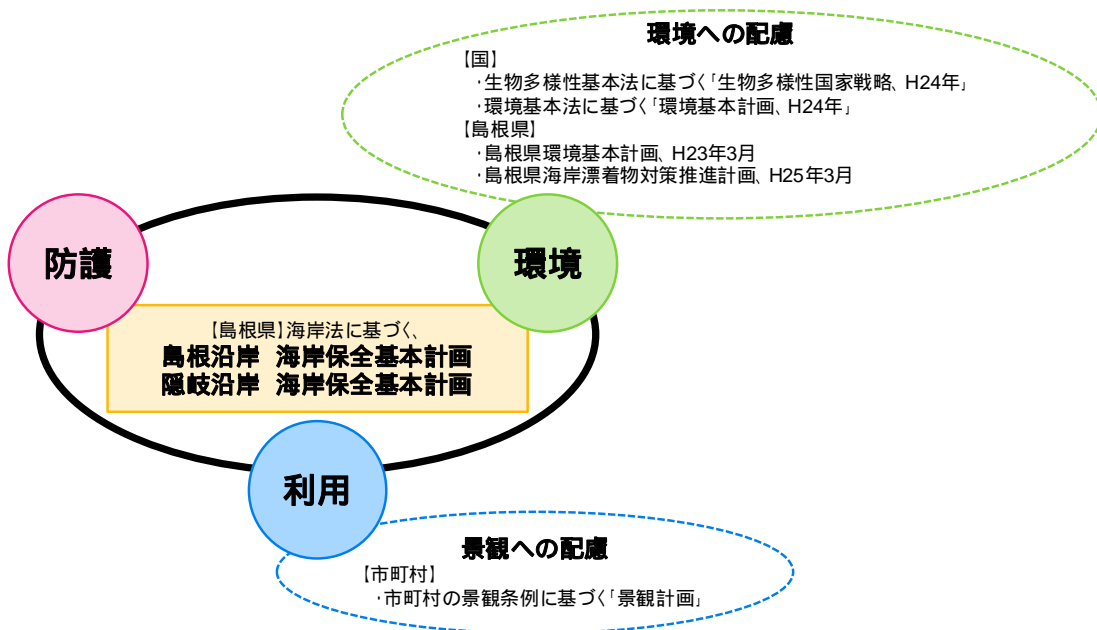


図- 1.1 1 本計画と環境・景観に関する他の計画との関連図

3-3 利用面からの基本方針

(1) 多様なニーズに対応した海岸づくり

海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。

特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて海岸の利用増進に役立つ施設（水辺へ近づきやすい階段護岸、砂浜、植栽等）や飛砂防止施設の整備を推進する。

その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりを推進する。

また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体、地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。



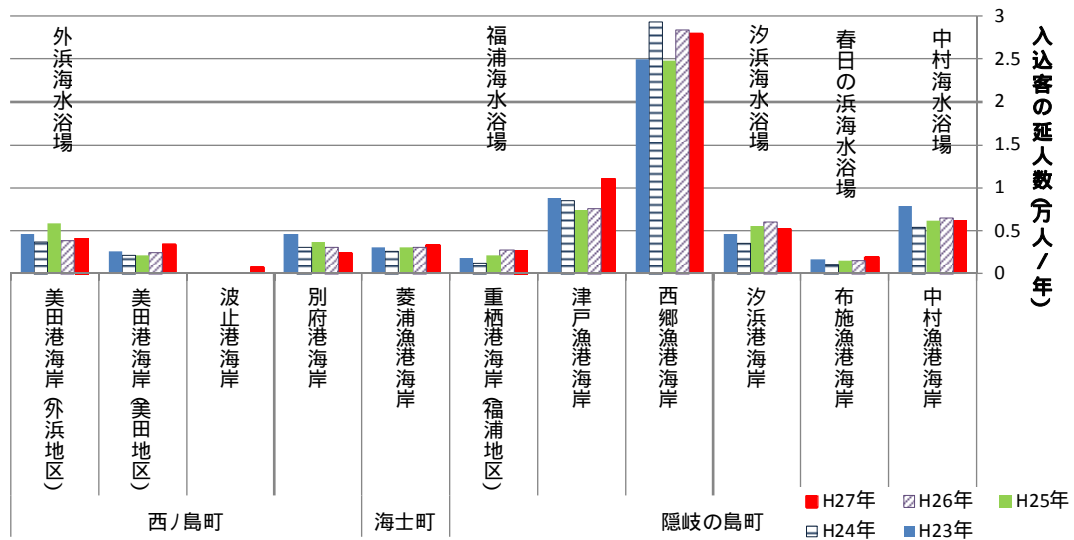
写真- 1.8 多様な海岸利用の事例

海岸の観光利用の実態として、海岸別の観光入込客の延べ人数を以下に示す。

隠岐沿岸で最も観光入込客が多いのは西郷漁港海岸（隠岐の島町）であり、2.5～3.0万人／年である。西郷漁港海岸は七類港との定期船が就航する海の玄関口であるためと考えられる。一方、同じく島前側の海の玄関口である菱浦漁港海岸（海士町）をはじめ、他の海岸においては観光入込客が1万人／年に満たない状況が続いている。

隠岐沿岸の海岸利用（観光）に関連する近年の社会動向としては、「環境省 国立公園満喫プロジェクト 先行的・集中的フィールド」への指定、「世界ジオパーク」認定、「日本ジオパーク」再認定が挙げられ、利用客増加の好材料になるものと考えられる。

前述のとおり、隠岐沿岸には希少価値の高い優れた自然環境、海岸景勝地が存在し、島根景観賞も多数受賞していることから、観光施策と十分に連携した施設整備や維持管理が重要といえる。



資料) 隠岐沿岸の全海岸のうち、観光動態調査（島根県観光振興課）の対象海岸 を整理

対象海岸内の海水浴場を併記

以下の3つの要件を満たす場所および（公社）日本観光振興協会刊行「全国観光統計基準」による地点を追加
 非日常利用が多いこと、入込客数が適切に把握できること、前年の入込客数が年間1万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が5千人以上であること

図- 1.1 2 観光入込客の延べ人数（海岸別の集計結果）

(2) 安全で適正な海岸利用の確保

誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、海岸施設を汚染する行為に対する取り締まりを強化する。

(3) 地域と連携した海岸愛護活動

現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりが海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。

3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

3-4-1 ゾーン区分

隠岐沿岸は、海岸線延長が約 **465km** と長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、隠岐沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性および住民意識の5つの特性に着目して整理を行った。以降に、その概要を示すが、5つの特性を総合的に勘案すると、隠岐沿岸は、大きく特性に変化がないため、ゾーン区分を行わないこととした。

- 複雑な岩礁絶壁が続き、砂浜海岸は少ない。季節風が吹き付ける北西部海岸では、海食崖や海食台が見られる。
- 藻場はガラモ場以外にアマモ場も多く分布しており、隠岐諸島周辺が重要湿地に指定されている。
- 天然記念物である緑藻類のクロキツタが確認されている。
- 隠岐沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定されている。

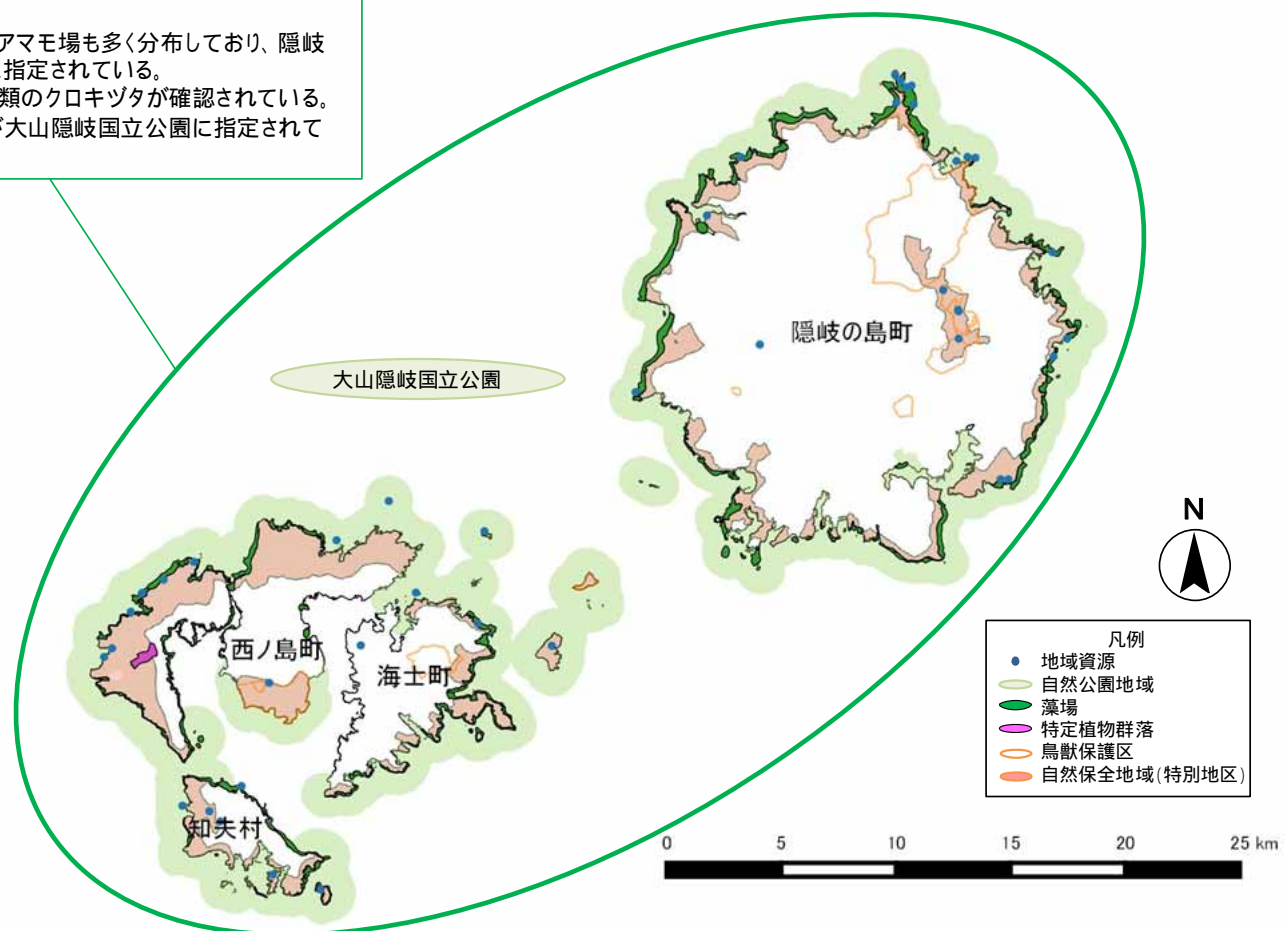


図- 1.13 自然環境特性の概要

- **西郷**が隠岐の行政、経済の中心である。
- 1次産業比率が県内平均に比べて高く、中でも水産業が盛んである。
- 観光資源が豊富で、自然観光、文化観光ともに多い。
- 隠岐各島と本土をフェリー、超高速船が結び、隠岐空港からは空路により結ばれている。

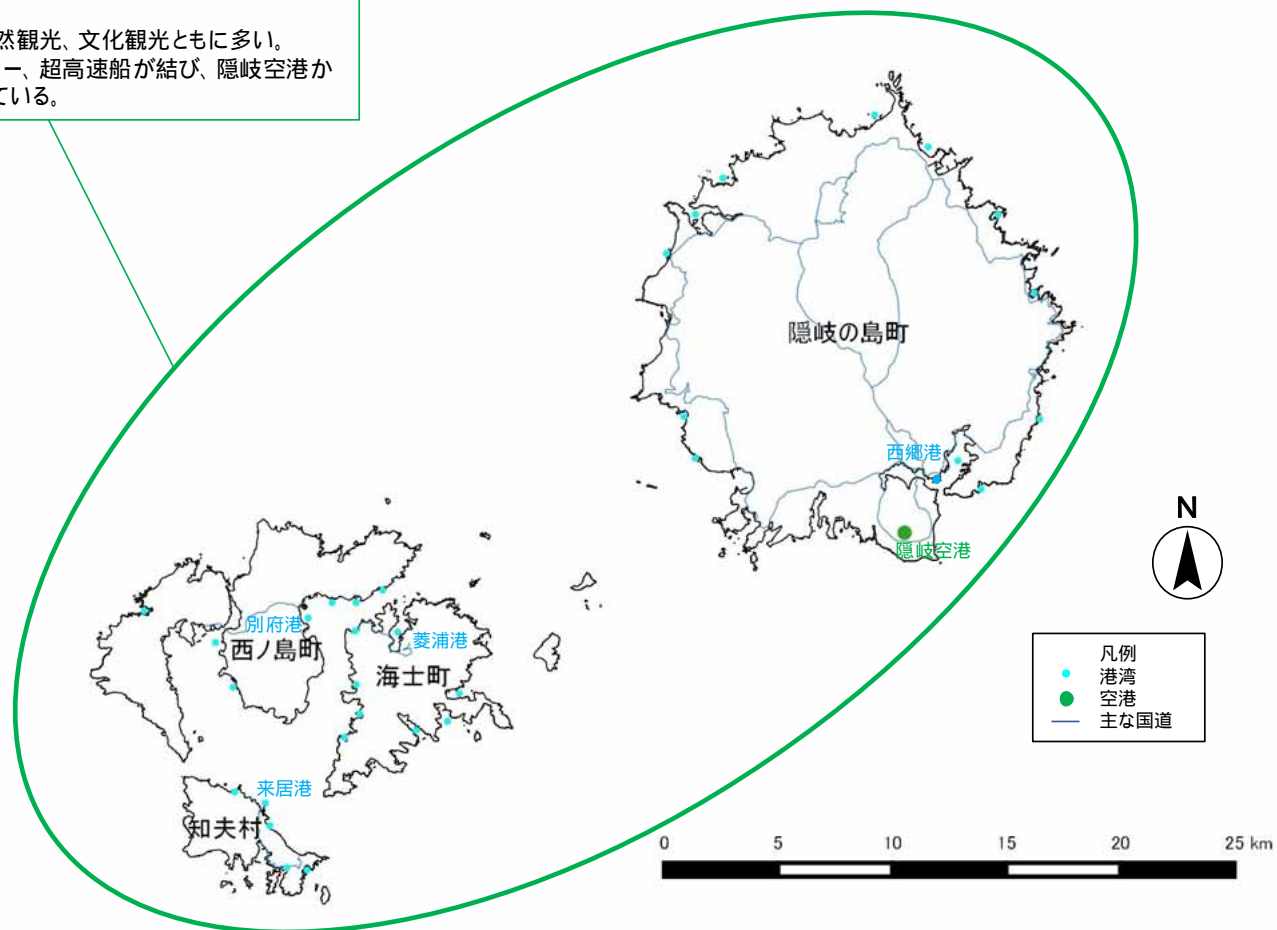


図- 1.14 社会環境特性の概要

- 北側に面する海岸では冬季波浪による被害が大きく、南側に面する海岸では台風による被害が大きい。
- 大半が岩礁海岸であり、砂浜の侵食は少ない。
- 対象外力としては、北側では冬季波浪が卓越しており、南側では本土を対岸距離とした風波、島前の湾内においては湾内発生波が基本となる。

隠岐沿岸各地で、船舶の流出・損傷、家屋の浸水、海岸保全施設の被害など多数

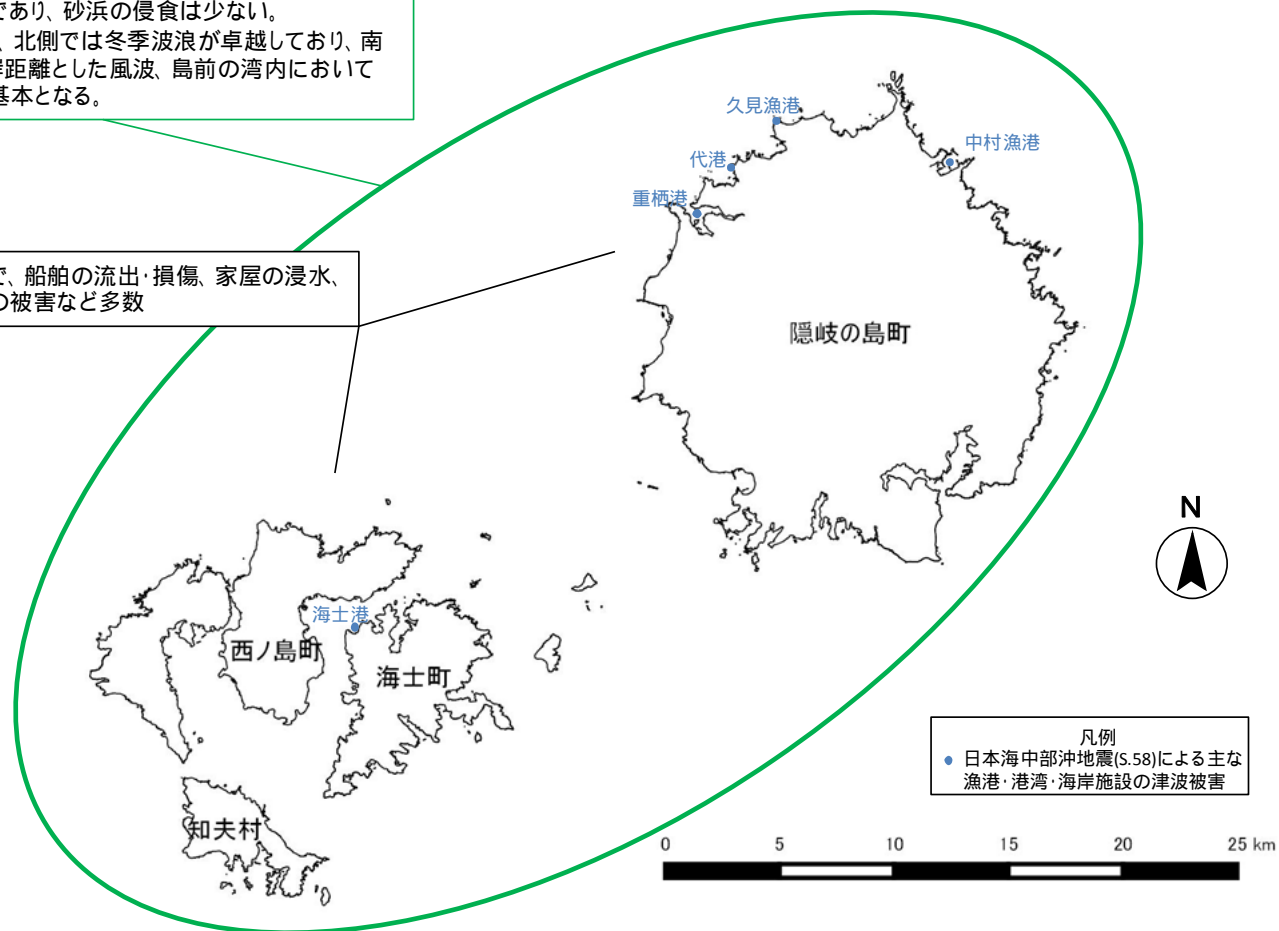


図- 1.15 海岸特性の概要

- 複雑な海岸地形を利用した漁港・港湾が沿岸一帯に多数存在し、沿岸漁業、内湾の静穏水域には養殖業など漁業利用が盛んである。
- 観光、釣り、マリンスポーツなど自然を生かしたレクリエーション利用が盛んである。
- 西郷港を物流拠点として、海路を利用した物流利用が盛んである。

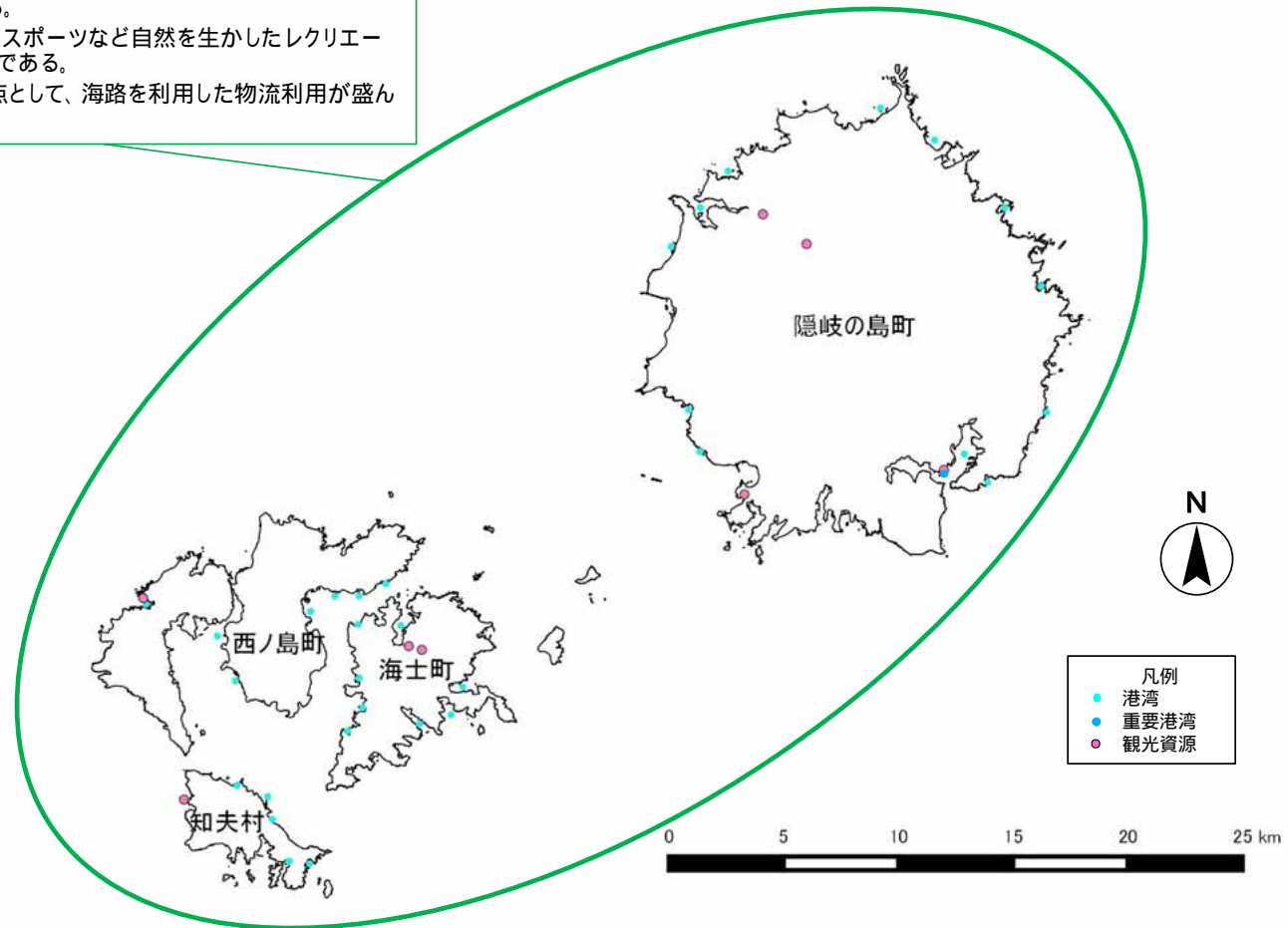
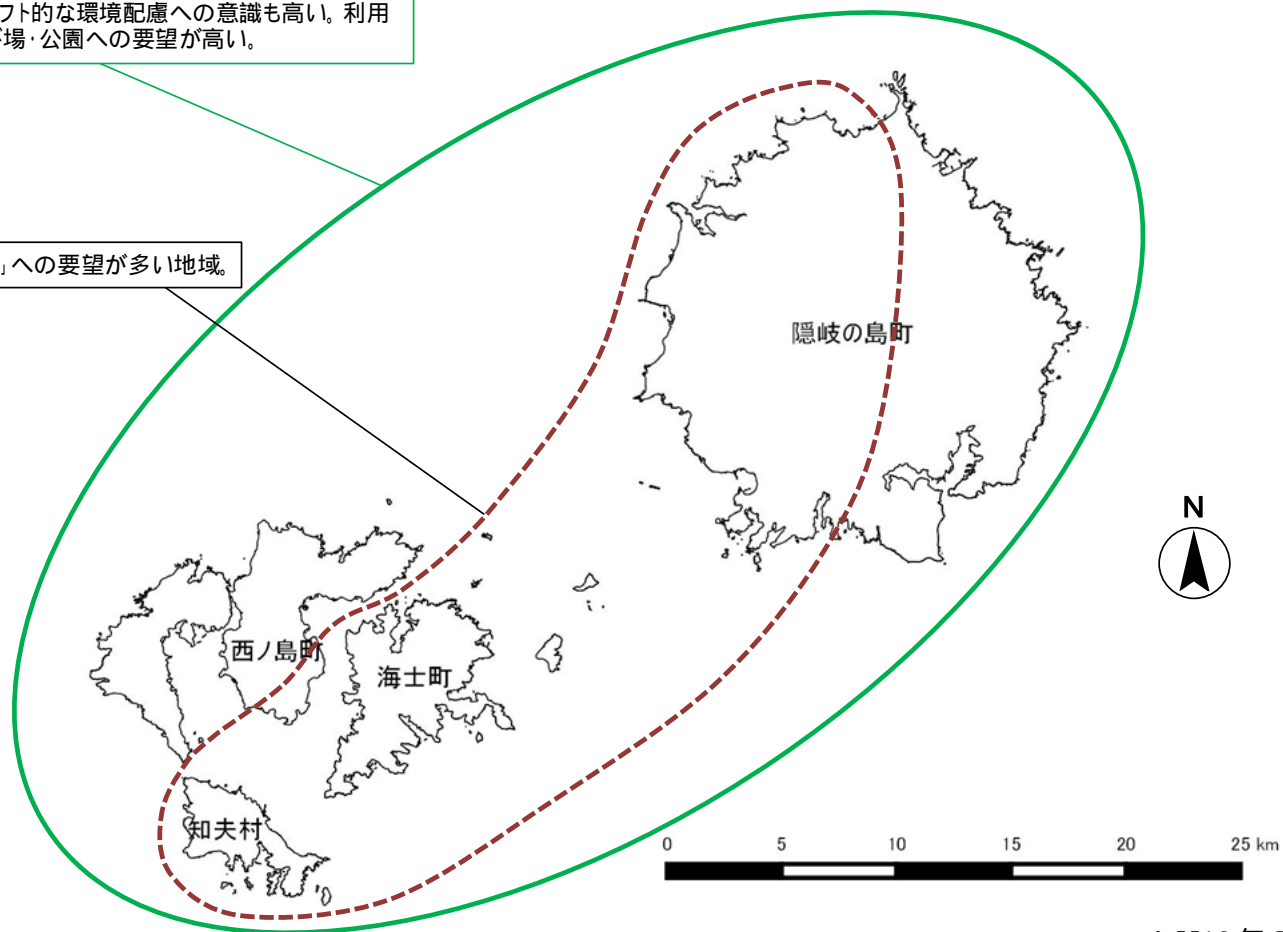


図- 1.16 利用特性の概要

- 環境保全に対する意識及び災害への危機感が高い地域
- また、環境保全に配慮した上での防護面・利用面の整備と、モラルの向上等ソフト的な環境配慮への意識も高い。利用面では安全な遊び場・公園への要望が高い。

「海水浴場など砂浜」への要望が多い地域。



) H13年の調査結果

図- 1.17 住民意識の概要

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。

安全な海岸の整備

- 線の防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進
- 高潮・津波等に対する施設整備を進め、(必要に応じて)施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進
- 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進
- 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保
- 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理による侵食対策の推進
- 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、(必要に応じて)耐震性の強化を推進

自然豊かな海岸の整備

- 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進
- 防護・環境・利用の3役を担える「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進
- 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進
- 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や人工リーフ等」整備の推進

親しまれる海岸の整備

- 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫
- 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮
- **だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進**
- 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていくことへの配慮

1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

「第1編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域のうち、高潮、侵食に対する対策が必要な海岸は、今回の改訂時で7海岸となる。

なお、「第1編 3-1-2 防護面の目標」で示したように、発生頻度の高いレベル1津波に対する設計津波高よりも設計高潮高が高い傾向にある。そのため、津波対策よりも高潮・海岸侵食への対応を優先的に実施していく。

1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1) 海岸保全施設の種類

整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。

主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表-2.1に示す。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。

表- 2.1 各施設の特徴と写真の一覧表（その1）

施設の種類	整備目的、効果	整備事例
(緩傾斜構造を含む) 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設	
(緩傾斜構造を含む) 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設	
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設	
(ヘッドランド含む) 突堤	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設	
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設	
(消波工含む) 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設	

表- 2.2 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）

施設の種類	整備目的、効果	整備事例
潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設	
水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する	
陸閘	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために車両や人が通行するために設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する	
高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない
(海岸管理者が指定した)砂浜	来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない
(海岸管理者が指定した)樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない
閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない

1-3 海岸保全施設を新設・改良する海岸の一覧

施設整備が必要と判断した海岸の名称、所管、背後地、整備予定施設を以下に示す。

表- 2.3 施設を新設・改良する予定の海岸一覧

海岸番号	海岸名 (市町村名)	所管	背後地	整備計画
1	大久漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地	護岸等
	汐浜港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	山林	護岸等
2	西郷港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、 山林	護岸等
	西郷漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等
3	都万漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林 観光地	沖合消波施設
	長尾田港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	住宅地	護岸等
	重栖港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
	五箇海岸 重栖地区 (隠岐の島町)	農林水産省 農村振興局	農地	護岸等
	代港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	農地、山林	護岸等
	久見漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
	西村港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	農地、山林	護岸等、沖合消波施設
4	中村漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等
	卯敷港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
	保々見港 (海士町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等
5	御波港海岸 (海士町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等
6	美田港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地 山林	沖合消波施設
7	別府港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
	知夫漁港海岸 (知夫村)	農林水産省水産庁	住宅地	護岸等

護岸等 : 直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等

沖合消波施設 : 離岸堤、人工リーフ、潜堤

(委員会時の補足説明) 公表時には該当行を削除

: 新規整備(事業)が完了した海岸

: 周辺状況の変化等の理由により整備を取り止めた海岸

今後は海岸及び既存施設の適切な維持管理を行う(第2章でその旨記載)

第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

現在整備されている海岸保全施設の中には、築造後、相当時間が経過している施設があり、今後、急速に老朽化が進行する懸念がある。維持管理コスト（ライフサイクルコスト）を最小化していくためにも、予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。そのための基本的かつ重要な取り組みとして、海岸保全施設の定期的な巡視・点検を行い、施設の損傷・劣化およびその他の変状を把握・記録し、情報を管理していく。

油井漁港海岸（隠岐の島町）



菱浦漁港海岸（海士町）



浦郷漁港海岸（西ノ島町）



知夫漁港海岸（知夫村）



写真- 2.1 海岸保全施設の老朽化の事例

2 - 1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は以下のとおりであり、第3章で後述する一覧表および付図で整理している。

- ・ 前回改定時の基本計画以前に施設整備を実施した区域
- ・ 前回改定時に指定した海岸保全区域のうち、施設整備が実施された区域

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる施設の種類の「第1章 1-2」で示したとおりである。

下図に示すとおり、隠岐沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が15.9kmと最も長く、次いで堤防が4.6km、離岸堤が3.2kmである。また、水門等は21箇所、陸閘が109箇所存在する。

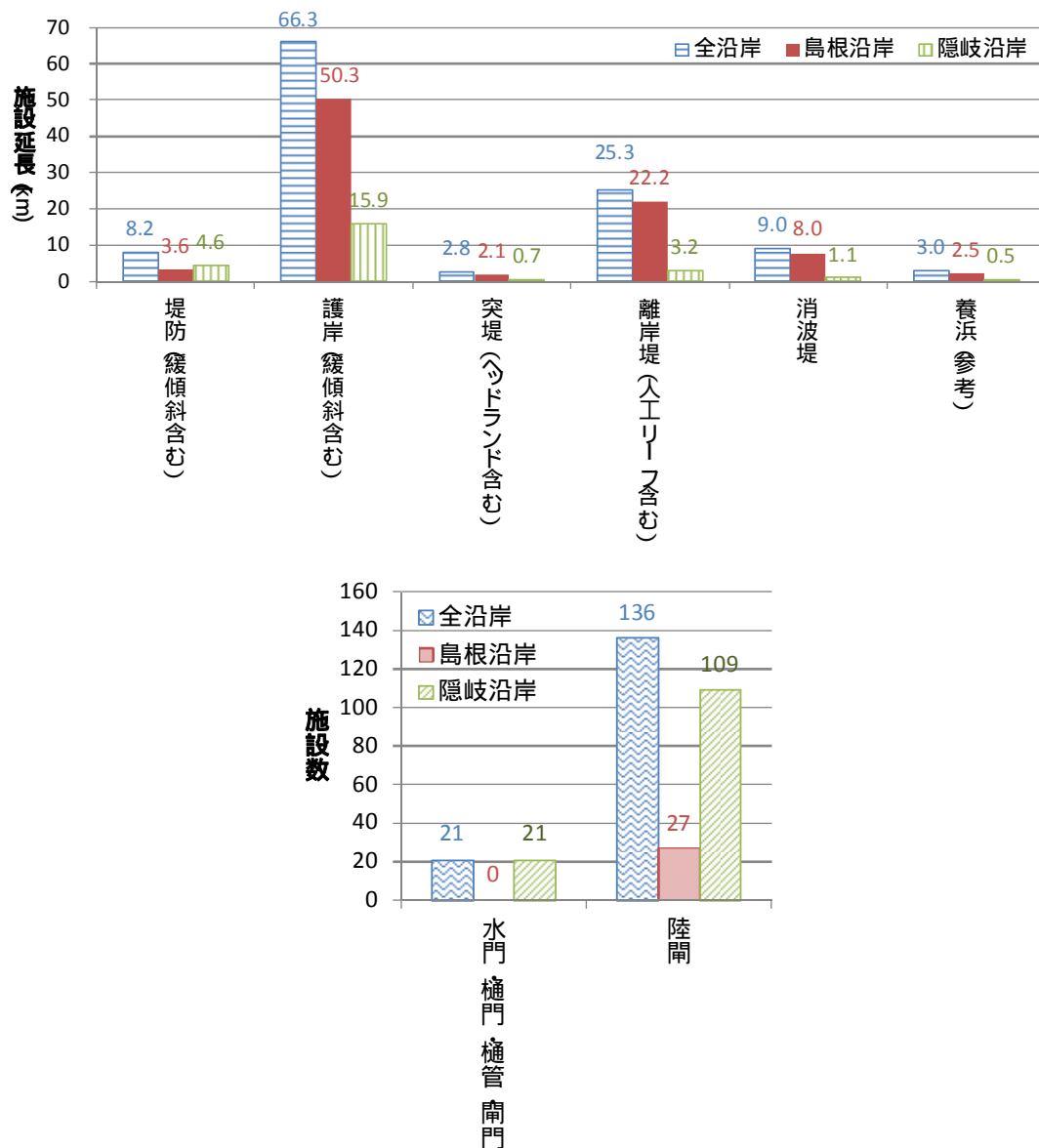


図- 2.1 堤防・護岸等の総延長 (上段) と水門等の施設数 (下段)

2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上/年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。

その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。

現存する海岸保全施設については、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。

表- 2.4 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
水門・樋門 樋管・閘門 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。

第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況

3-1 一覧表

海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、設計津波水位、海岸保全施設の種類および施設整備の状況を以降に示す。ここで、施設整備の状況は事業の進捗実態から以下のとおり分類した。

一覧表の見方を以下に示す。ここで、現況堤防高は対象海岸内で最も低い高さを表示しており、実際には表中の値よりも高い堤防が存在する場合もある。また、今回の改定で新たに追加した（発生頻度の高いレベル1津波による）設計津波水位が現況堤防高よりも低い海岸においても、（何らかの理由で）堤防が整備されていない箇所などから津波が進入する可能性もあるため、注意が必要である。今後は地域の实情に応じた適切な津波対策を講じていく必要がある。

施設台帳より
(海岸内で最も低い堤防の高さ)

(平成27年11月～平成29年1月までの)
島根県地震津波防災対策検討委員会の検討結果

H28 海岸統計より
(H27 年度末時点)

H28 海岸統計より
(H27 年度末時点)

No. (時計 回り)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施 設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波水 位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類	施設整備		
											新設	改良	維持・修繕
1	隠岐の島町	西村港海岸	にしむら	港湾局	町	950	71	-	4.7	離岸堤			
2	隠岐の島町	中村漁港海岸	なかむら	水産庁	県	490	479	1.9	2.8	護岸、人工リーフ			
3	隠岐の島町	飯美港海岸	いひび	港湾局	町	1,517	70	2.4	3.0	護岸、突堤			
4	隠岐の島町	布施漁港海岸	ふせ	水産庁	町	844	875	0.8	2.8	堤防、護岸、突堤、離岸堤			
5	隠岐の島町	卯敷港海岸	うずき	港湾局	町	1,681	294	1.0	2.4	護岸、突堤、離岸堤			
6	隠岐の島町	大久海岸	おおく	水産庁	県	1,012	-	-	1.7				
7	隠岐の島町	大久港海岸	おおく	水産庁	町	510	119	2.6	2.2	護岸			
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	さいごう かも	農振局	県	257	148	5.2	1.4	堤防、消波工			
9	隠岐の島町	釜港海岸	かも	港湾局	町	-	-	-	1.6				
10	隠岐の島町	西郷海岸(大菜地区)	さいごう いぬく	農振局	県	50	146	5.2	2.4	堤防、消波工			

【所管毎に色分け】

水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

海岸保全区域には指定されて
いるが、防護施設が存在しない
海岸

保全区域に指定され、防護施設
が存在する海岸

海岸保全区域ではない、その他に区分される海岸
(水管理・国土保全所管は一般公共海岸も存在)
今後、必要性や重要度に応じて海岸保全区域に追加
指定し、施設整備を行う場合もある

表- 2.5 隠岐沿岸の海岸一覧

No. (時計 回り)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施 設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類	施設整備		
											新設	改良	維持・修繕
1	隠岐の島町	西村港海岸	にしむら	港湾局	町	950	71	-	4.7	離岸堤			
2	隠岐の島町	中村漁港海岸	なかむら	水産庁	県	490	479	1.9	2.8	護岸、人工リーフ			
3	隠岐の島町	飯美港海岸	いひび	港湾局	町	1,517	70	2.4	3.0	護岸、突堤			
4	隠岐の島町	布施漁港海岸	ふせ	水産庁	町	844	875	0.8	2.8	堤防、護岸、突堤、離岸堤			
5	隠岐の島町	卯敷港海岸	うずき	港湾局	町	1,681	294	1.0	2.4	護岸、突堤、離岸堤			
6	隠岐の島町	大久海岸	おおく	水国局	県	1,012	-	-	1.7				
7	隠岐の島町	大久漁港海岸	おおく	水産庁	町	510	119	2.6	2.2	護岸			
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	さいごう かま	農振局	県	257	148	5.2	1.4	堤防、消波工			
9	隠岐の島町	釜港海岸	かま	港湾局	町	-	-	-	1.6				
10	隠岐の島町	西郷海岸(犬来地区)	さいごう いぬく	農振局	県	150	146	5.2	2.4	堤防、消波工			
11	隠岐の島町	犬来漁港海岸	いぬく	水産庁	町	-	-	-	2.8				
12	隠岐の島町	汐浜港海岸(塩浜地区)	しおはま しおはま	港湾局	町	670	345	3.0	2.7	護岸、突堤、離岸堤			
13	隠岐の島町	汐浜港海岸(立木地区)	しおはま たつぎ	港湾局	町	510	-	-	-				
14	隠岐の島町	西郷港海岸(津井地区)	さいごう さい	港湾局	県	564	389	0.9	1.0	護岸			
15	隠岐の島町	西郷港海岸(東郷飯田地区)	さいごう とうごういいた	港湾局	県	614	580	2.1	1.6	護岸			
16	隠岐の島町	西郷海岸(飯田地区)	さいごう いいた	農振局	県	874	834	1.8	1.2	護岸			
17	隠岐の島町	西郷海岸(東郷地区)	さいごう とうごう	農振局	県	440	-	-	2.0				
18	隠岐の島町	西郷港海岸(小田地区)	さいごう おだ	港湾局	県	1,442	134	2.1	2.0	護岸			
19	隠岐の島町	西郷港海岸(中町東町地区)	さいごう なかまちひがしまち	港湾局	県	1,060	891	0.7	0.9	護岸			
20	隠岐の島町	西郷漁港海岸	さいごう	水産庁	県	4,785	2,992	0.5	1.2	護岸、離岸堤			
21	隠岐の島町	今津漁港海岸	いまづ	水産庁	県	175	135	1.6	1.6	護岸			
22	隠岐の島町	箕浦漁港海岸	みのうら	水産庁	町	195	345	0.8	2.1	護岸、離岸堤			
23	隠岐の島町	加茂漁港海岸	かも	水産庁	県	1,666	724	2.1	2.2	護岸			
24	隠岐の島町	都万海岸(ハプロ地区)	つま はぶろ	農振局	県	64	63	2.5	2.4	堤防、消波工			
25	隠岐の島町	蛸木漁港海岸	たぐぎ	水産庁	町	-	-	-	2.1				
26	隠岐の島町	津戸漁港海岸	つど	水産庁	県	540	309	-	3.3	突堤			
27	隠岐の島町	都万漁港海岸	つま	水産庁	町	3,300	721	1.6	2.8	護岸、離岸堤			
28	隠岐の島町	都万海岸(屋那地区)	つま やな	農振局	県	400	419	2.8	2.3	堤防、消波工			
29	隠岐の島町	小津久港海岸	おづく	港湾局	町	-	-	-	-				
30	隠岐の島町	大津久港海岸	おおづく	港湾局	町	232	217	4.5	2.9	護岸			
31	隠岐の島町	那久漁港海岸	なぐ	水産庁	町	150	22	-	2.4	突堤			
32	隠岐の島町	油井漁港海岸	ゆい	水産庁	町	960	500	4.6	5.4	護岸、離岸堤			
33	隠岐の島町	長尾田港海岸	ながうだ	港湾局	町	725	153	5.5	4.2	護岸、突堤、離岸堤			
34	隠岐の島町	重栖港海岸(福浦地区)	おもす ふくうら	港湾局	県	1,064	187	1.7	3.5	護岸			
35	隠岐の島町	重栖港海岸(重栖地区)	おもす おもす	港湾局	県	443	210	1.7	3.5	護岸、突堤、人工リーフ			
36	隠岐の島町	五箇海岸(重栖地区)	ごか おもす	農振局	県	918	719	1.8	2.6	堤防			
37	隠岐の島町	代港海岸	しろ	港湾局	町	340	175	6.0	3.6	堤防			
38	隠岐の島町	久見漁港海岸	くみ	水産庁	町	330	289	6.1	5.3	護岸、離岸堤			
39	隠岐の島町	伊後港海岸	いご	港湾局	町	-	-	-	5.6				
1	海士町	宇受賀漁港海岸	うずか	水産庁	町	-	-	-	3.3				
2	海士町	豊田漁港海岸	とよだ	水産庁	県	-	-	-	3.1				
3	海士町	高石漁港海岸	たけし	水産庁	町	-	-	-	2.4				
4	海士町	保々見港海岸	ほぼみ	港湾局	町	715	340	2.6	4.7	護岸			
5	海士町	知々井港海岸(A地区)	ちちい えー	港湾局	県	85	-	-	2.1				
5	海士町	知々井港海岸(B地区)	ちちい びー	港湾局	県	102	81	1.0	2.1	護岸			
6	海士町	御波港海岸	みなみ	港湾局	県	1,096	541	1.6	2.9	護岸			
7	海士町	多井漁港海岸	おおい	水産庁	町	210	120	2.3	2.1	護岸、離岸堤			
8	海士町	崎漁港海岸	さき	水産庁	県	150	-	-	1.8				
10	海士町	堤港海岸	つつみ	港湾局	町	-	-	-	1.4				
11	海士町	須賀港海岸	すか	港湾局	町	541	204	1.6	1.5	護岸、離岸堤			
12	海士町	御波海岸	みなみ	水国局	県	1,615	291	2.9	1.5	護岸、離岸堤			
13	海士町	日之津港海岸	ひのつ	港湾局	町	308	237	1.6	1.5	護岸			
14	海士町	海士港海岸	あま	港湾局	町	-	-	-	1.8				
15	海士町	菱浦漁港海岸	ひしうら	水産庁	町	894	364	1.3	3.5	護岸			
16	海士町	諏訪港海岸(今浦地区)	すわ いまうら	港湾局	町	1,103	630	1.8	3.4	護岸			
16	海士町	諏訪港海岸(北分地区)	すわ きたぶ	港湾局	町	65	-	-	3.4				
17	海士町	海士海岸(平木地区)	あま ひらき	農振局	町	450	110	0.8	1.9	堤防			
18	海士町	海士海岸(福井地区)	あま ふくい	農振局	町	716	308	0.8	3.0	堤防			
19	海士町	海士海岸(諏訪地区)	あま すわ	農振局	県	536	536	2.0	3.1	堤防			
20	海士町	海士海岸(吉津地区)	あま よしづ	農振局	県	386	295	2.0	3.2	堤防			
21	海士町	海士海岸(北分地区)	あま きたぶ	農振局	県	429	345	2.0	3.4	堤防			
1	西ノ島町	宇賀港海岸	うが	港湾局	町	380	-	-	2.1				
2	西ノ島町	倉ノ谷港海岸	くらのだに	港湾局	町	908	-	-	1.5				
3	西ノ島町	物井港海岸	ものい	港湾局	町	1,083	630	1.6	1.4	護岸			
4	西ノ島町	別府港海岸	べっふ	港湾局	県	820	739	2.2	2.1	護岸、突堤、人工リーフ			
5	西ノ島町	波止港海岸	はし	港湾局	町	1,101	200	1.0	1.5	護岸、離岸堤			
6	西ノ島町	美田港海岸(美田地区)	みた みた	港湾局	町	4,256	763	2.1	3.0	護岸、突堤、離岸堤			
7	西ノ島町	浦郷漁港海岸	うらごう	水産庁	県	2,753	1,004	2.3	3.1	護岸、消波工			
8	西ノ島町	珍崎漁港海岸	ちんざき	水産庁	町	-	-	-	1.3				
9	西ノ島町	三度漁港海岸	みたべ	水産庁	町	80	80	3.3	2.5	護岸			
10	西ノ島町	国賀港海岸	くにが	港湾局	町	-	-	-	5.9				
11	西ノ島町	美田港海岸(外浜地区)	みた そとはま	港湾局	町	430	120	0.9	4.2	護岸			
1	知夫村	古海港海岸	うるみ	港湾局	村	262	104	3.0	1.5	護岸			
2	知夫村	来居港海岸	くりい	港湾局	県	-	-	-	1.6				
3	知夫村	竹名港海岸	たけな	港湾局	村	-	-	-	-				
4	知夫村	木佐根港海岸	きさね	港湾局	村	-	-	-	1.7				
5	知夫村	姫ノ浦港海岸	ひめのうら	港湾局	村	323	213	1.6	2.3	護岸			
6	知夫村	知夫漁港海岸(知夫地区)	ちぶ ちぶ	水産庁	県	1,300	-	-	3.1				
7	知夫村	知夫漁港海岸(仁夫里地区)	ちぶ にぶり	水産庁	県	198	192	2.3	2.2	護岸、離岸堤			
8	知夫村	知夫海岸(仁夫地区)	ちぶ にぶ	農振局	県	100	105	5.5	1.5	堤防			

【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

3 - 2 添付図

(注釈)

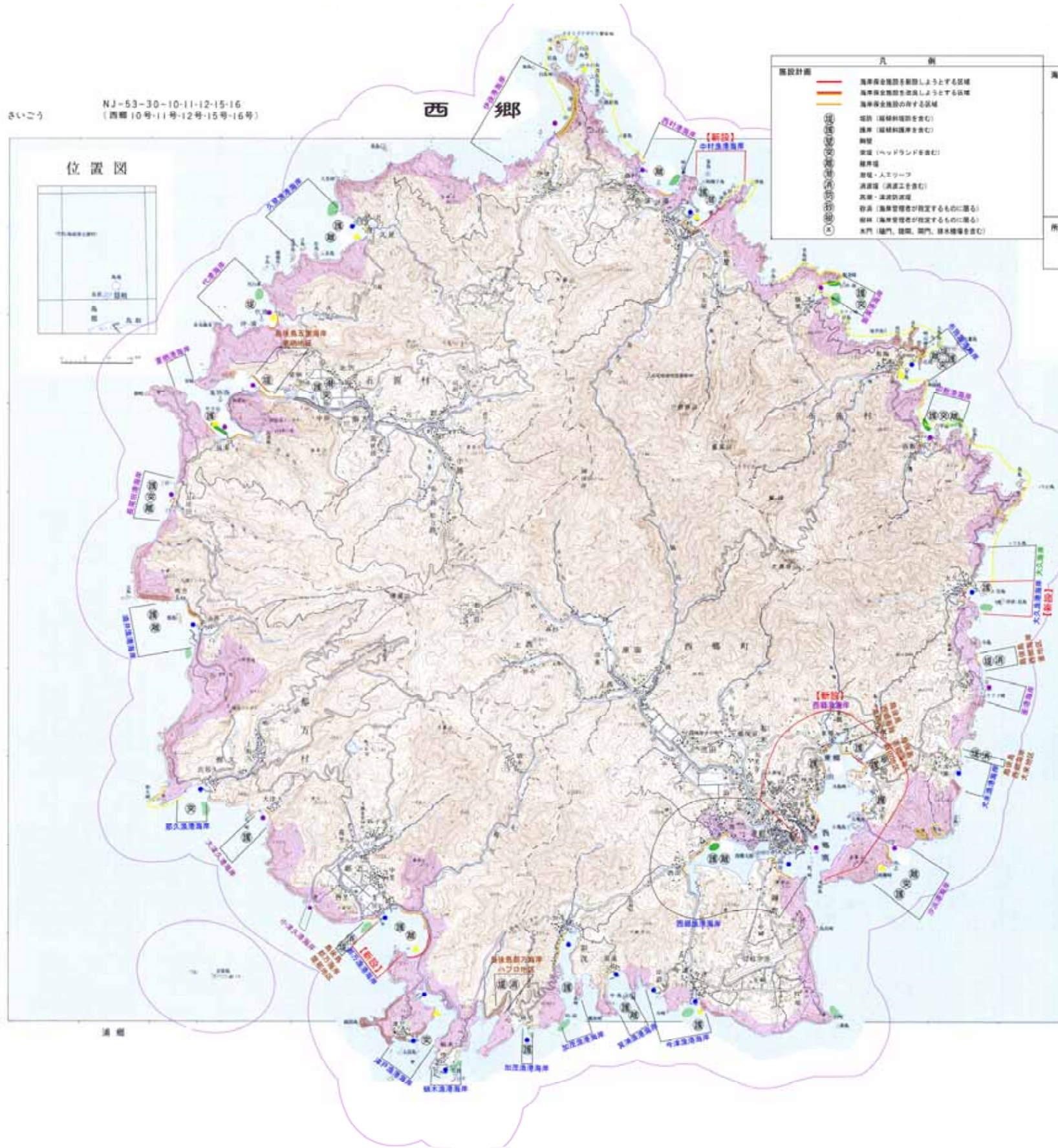
本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。

表- 2.6 記載内容

項目	記載内容
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4~9年度調査)
藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4~9年度調査)
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)
鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在)
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在)
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在)
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在)
所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在)
施設の存する区域	平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成29年3月現在)
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (平成29年3月現在)

NJ-53-30-10-11-12-15-16
 (西郷10号-11号-12号-15号-16号)

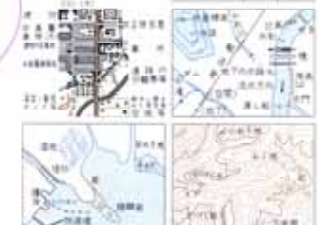
位置図



- 施設計画**
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
 - 海岸保全施設を改良しようとする区域
 - 海岸保全施設の存する区域
 - 堤防(堤防付陸岸を含む)
 - 護岸(堤防付護岸を含む)
 - 防波
 - 突堤(ヘッドランドを含む)
 - 防沖槽
 - 防波・人工リーフ
 - 消波槽(消波工を含む)
 - 高潮・決壊防波堤
 - 砂浜(海岸管理者が指定するものに限定)
 - 緑地(海岸管理者が指定するものに限定)
 - 水門(堤門、防波堤、防門、排水設備を含む)

- 海岸整備における配慮要素**
- 特定種樹林
 - 国産(アマモ場・海中草原)
 - 国産(ワカモリ・海中林)
 - 国立公園区域(普通地域)
 - 国立公園区域(特別保護地区・特別地域)
 - 国立自然公園区域
 - 自然環境保全地域
 - 鳥獣保護区(特別保護区)
 - 景観計画区域
 - 自然環境資源
 - 高潮
 - 海流
 - 海水浴場
- 所管**
- (○)県管
 - (○)市管
 - (○)町管
 - (○)島津(○)地区
 - 国立公園自然環境・国土利用
 - 森林環境保全
 - 農林水産省農村振興局

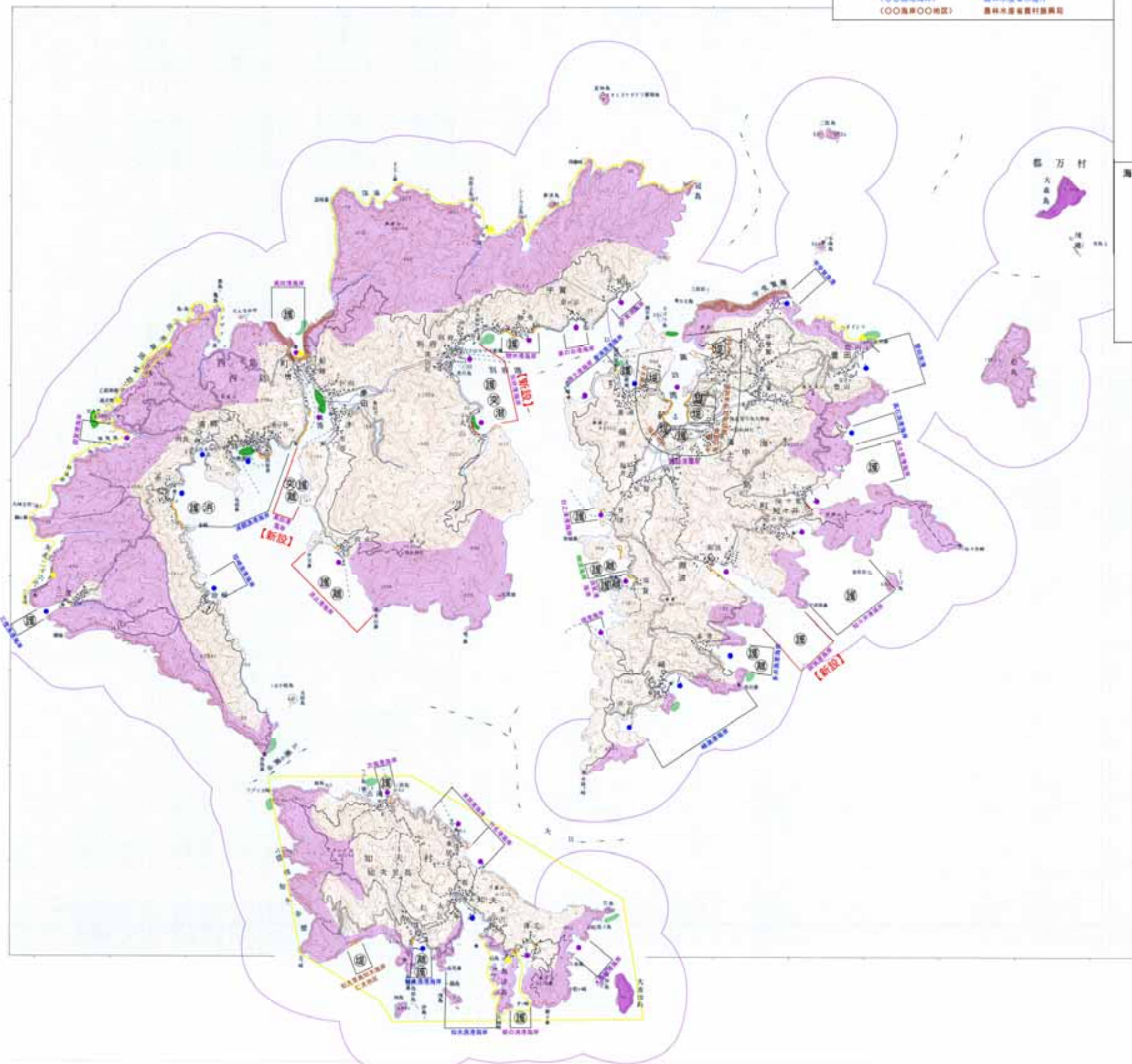
記号	名称	内容
○	市界	市界
○	町界	町界
○	村界	村界
○	学区	学区
○	選挙区	選挙区
○	指定区域	指定区域
○	指定区域	指定区域
○	指定区域	指定区域
○	指定区域	指定区域



1. 国土地理院の承認を得て、国土地理院の5万分1地形図を複製したものである。(国土地理院 国土地理院 第135号)
2. 国土地理院の承認を得て、国土地理院の5万分1地形図を複製したものである。(国土地理院 国土地理院 第135号)
3. 国土地理院の承認を得て、国土地理院の5万分1地形図を複製したものである。(国土地理院 国土地理院 第135号)
4. 国土地理院の承認を得て、国土地理院の5万分1地形図を複製したものである。(国土地理院 国土地理院 第135号)
5. 国土地理院の承認を得て、国土地理院の5万分1地形図を複製したものである。(国土地理院 国土地理院 第135号)
6. 国土地理院の承認を得て、国土地理院の5万分1地形図を複製したものである。(国土地理院 国土地理院 第135号)

大正北平測量
 昭和47年編纂
 平成4年修正
 資料：平成2年修正測量(1:25,000地形図)

浦 郷



所管	(〇〇海岸)	国土交通省水防部・国土審議院
	(〇〇湾海岸)	国土交通省港湾局
	(〇〇湾海岸)	農林水産省水産庁
	(〇〇海岸〇〇地区)	農林水産省農村振興局

凡 例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	(赤線)
海岸保全施設を改良しようとする区域	(オレンジ線)
海岸保全施設の存在する区域	(黄色線)
堤防 (総延長防波を含む)	(波線)
護岸 (縦横防護を含む)	(点線)
防壁	(直線)
突堤 (ヘッドランドを含む)	(点線)
海岸堤	(点線)
遊歩・人工リーフ	(点線)
消波堤 (消波工を含む)	(点線)
高瀬・津波防護堤	(点線)
砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)	(点線)
植林 (海岸管理者が指定するものに限る)	(点線)
水門 (樋門、控門、開門、排水機場を含む)	(点線)

海岸整備における配慮要素	
特定植物群	(赤線)
海岸 (アマモ場・海中草原)	(赤線)
海岸 (ガウモ場・海中林)	(緑線)
国立公園区域 (普通地域)	(赤線)
国立公園区域 (特別保護地区・特別地域)	(赤線)
県立自然公園区域	(赤線)
自然環境保全地域	(赤線)
鳥獣保護区 (特別保護区)	(赤線)
景観計画区域	(赤線)
自然景観資源	(赤線)
漁港	(赤線)
港域	(赤線)
海水浴場	(赤線)

1. 投影はユークリッド平面投影法(メルカトル法)とし、投影率は東西、南北
 ともに等しく100%とする
 2. 図面に付した距離は経緯差1分ごとの距離
 3. 素子の基準は各地帯の平均海面
 4. 等高線の間隔は20メートル
 5. 縮尺は概ね西経緯1:20,000
 6. 図面は平成27年11月20日現在のものである

行政区域 町界
 町界 町界
 町界 町界
 町界 町界
 町界 町界
 町界 町界

大正元年測量
 昭和47年測量
 平成5年修正
 資料: 平成5年修正測量(1:25,000)地形図

浦 郷
 平成27年(27)年製図(4巻) 281
 製図場所 農林庁 国土地理院 野付(複製を禁ず)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、図説発行の5万分1地形
 図を複製したものである。(承認番号 平28情保 第1188号)」
 承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、
 国土地理院長の承認を得なければならない。

第3編 その他重要事項、留意事項

海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取り組みにおいて特に留意すべき事項を以下に示す。

第1章 その他重要事項

1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。

そのため、ロボットや ICT 技術の活用（例：UAV 無人航空機による公共測量の実施）、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。

（1）一体的・計画的な防災・減災対策の推進

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

（2）海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングを行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

(3) 広域的な海岸利用への配慮

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

1 - 2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。

(1) 災害に強い地域づくり

災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネット ワーク等を活用し、(高潮や津波等の)自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。

また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。

(2) 海岸美化、希少動植物の保護

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

(3) 適正な海岸利用の促進

適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。

(4) 海岸愛護の普及、人材育成

こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。

第2章 今後の取り組みにおける留意事項

2-1 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

2-2 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、事業の詳細な計画や工事实施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。

2-3 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得るよう努める。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。

なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、計画に適宜反映している。

2-4 計画の見直し

地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、隠岐沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

また、海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項に則り海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。

(参考)

決定及び経緯経過			
区分	決定	年月日	備考
決定	決定	平成15年3月26日	
	施行	平成15年3月26日	
改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 (水産庁1海岸)
	施行	平成19年3月20日	
改定第2回	決定	平成29年3月予定	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 最新の社会動向の反映
	施行	平成29年3月予定	